

## 入札に関する留意事項

入札においては、島原市契約規則を守り、配布物のほか本書の記載事項に十分注意すること。

1. 入札執行通知書交付時に配布されるもの
  - (1) 入札執行通知書
  - (2) 入札に関する留意事項
2. 設計図書等質問回答書について
  - (1) 対象工事に係わる設計図書等質問回答は、誤解及び後日のトラブルを極力回避するため、「設計図書等質問回答書」で行うものとする。
  - (2) 設計図書等質問回答書の提出期限は、入札日の前々日の正午までとする。  
(様式については島原市役所のホームページよりダウンロード可。)
  - (3) 質問事項の回答は、入札参加者全員に FAX により送信いたします。
3. 入札保証金の納付について
  - (1) 入札保証金の納付が必要な者は、見積金額の100分の5以上の入札保証金を入札執行前に納めなければならない。
  - (2) 有価証券（島原市の指定・指定代理金融機関発行の小切手等）の提供をもって、入札保証金に代えることができるが、入札日の前日までに契約担当者の確認を得なければならない。
4. 入札保証金の免除について
  - (1) 保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、契約担当者に保険証書を提出した場合。
  - (2) 過去27年の間に本市、国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体との同工種の契約実績が2件以上あり、その契約の履行を証明するもの（契約書の写しでもよい）を担当課に提出し、確認を受けた場合。
5. 入札について
  - (1) 入札回数は2回を限度とする。
  - (2) 入札箱に投函する前に、入札執行通知書の入札の無効事項に照らして内容を再度確認すること。
  - (3) 最低制限価格を設定している場合、最低制限価格を下回る入札者は、失格とし、再度入札することができないものとする。
6. 入札の辞退
  - (1) 入札を希望しない場合は、辞退することができる。
7. 入札上の注意

入札参加者は下記留意事項を守って下さい。注意事項を守らないときは、入札執行者において必要な措置をとります。

  - (1) 入札参加者は、係員の指示に従うこと。
  - (2) 室内では静粛にし、私語は厳に慎むこと。
  - (3) 入札書の記載事項は、正確に、はっきり書くこと。
  - (4) 提出した入札書の書替え、引替え又は撤回することはできない。
  - (5) 酒気を帯びて入室しないこと。
  - (6) 携帯電話、ポケットベルの使用は禁止とする。
  - (7) 入室できる者は次のとおりとする。
    - ア 当日の入札に参加する入札参加者の代表者又は、その委任を受けた代理人のほか1名とする。
    - イ 共同企業体の場合は、構成員一業者につき2名以内とする。

# 入札書・委任状の記入について

## 【入札書の記入例】

入 札 書			
住 所	島原市上の町	番地	
商号又は名称	建設(株)		
代 表 者 名	代表取締役	島 原 太 郎	印
代 理 人			印

使用印として届出済

## 【代理人による委任状・入札書の記入例】

委 任 状			
委 任 者	島原市上の町	番地	
	建設(株)		
	代表取締役	島 原 太 郎	印
受 任 者	島原市平成町	番地	
	島 原 三 郎		印

個人の住所を記入

個人印

入 札 書			
住 所	島原市上の町	番地	
商号又は名称	建設(株)		
代 表 者 名			印
代 理 人	島 原 三 郎		印